

手続きはお済みですか？

幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について 1月～3月分



下記の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	申請締め切り日
①届出保育施設の利用料	1月～3月分利用料償還払い(※)の申請 ①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは認定通知書に同封した書類をご覧ください。 ※償還払いとは、費用の全額を支払った後、申請により規定の額が払い戻されるものです。	4月21日(月)まで
②私立幼稚園の預かり保育利用料		
③認定こども園1号の預かり保育利用料		
④待機児童支援助成金	1月～3月分の助成金申請 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。初めて申請する人、前回申請していない人は、役場1階 子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となり、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例：届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	4月30日(水)まで

※申請の対象かどうか分からないなど、ご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153・154)



子育て支援センターからのお知らせ

わかすぎの杜保育園(ポケットクラブ)では、毎週月曜日～金曜日の9時～14時まで園庭開放を行なっています。毎週木曜日には下記の催しを開催しますので、ぜひご利用ください。

木曜日以外の平日園庭開放では、プラバンアクセサリやタイルコースターなどの製作ができます。製作にかかる料金など、詳しくは事前にお問い合わせください。

また、園庭やポケットクラブの部屋で、お弁当を食べることもできますので、どうぞお気軽にお越しください。詳しい内容などは、下記までお問い合わせください。

ポケットクラブ 4月～8月

▶予約方法 開催月の1日から催しの前日までに園へ電話で予約をしてください。

日程	内容	日程	内容
4月3日	コーナー遊び(5組)	6月19日	試食会(3組・参加費 大人250円・子ども100円)
4月10日	新聞紙あそび(5組)	6月26日	お話し会(5組)
4月17日	試食会(3組・参加費 大人250円・子ども100円)	7月3日	わらべうた(5組)
4月24日	ピラティス(5組)	7月10日	手作りおもちゃを作ろう(5組)
5月1日	こいのぼり製作(5組)	7月17日	試食会(3組・参加費 大人250円・子ども100円)
5月8日	運動あそび(5組)	7月24日	かき氷パーティー(10組)
5月15日	試食会(3組・参加費 大人250円・子ども100円)	7月31日	おまつりごっこ(5組)
5月22日	ベビーマッサージ(5組)	8月7日	すいか割り(10組)
5月29日	手形アート(5組)	8月21日	試食会(3組・参加費 大人250円・子ども100円)
6月5日	小麦粉粘土で遊ぼう(5組)	8月28日	ベビーマッサージ(5組)
6月12日	フラワーアレンジメント(5組・参加費500円)		

※必ず予約をしてください。
※感染症などの状況により、催しに変更・中止になる場合があります。

☎ わかすぎの杜保育園 子育て支援センター ☎ 932-0005

国勢調査員になりませんか？

10月1日(水)を基準日として、令和7年国勢調査が実施されます。国勢調査とは、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、国の重要な統計調査です。調査を実施するにあたり、国勢調査員として統計調査業務にご協力いただける人を募集します。詳細は下記のとおりです。



調査員任命期間

9月1日(月)～10月31日(金)まで

調査員報酬

4万円～7万円程度

※受け持つ調査区数や調査件数によって変わります。

業務の内容および業務スケジュール

① 調査員説明会への出席	9月上旬
② 担当調査区の現地確認	9月上旬～中旬
③ 調査書類などを世帯へ配布および調査の説明	9月中旬～下旬
④ 調査票(紙)の回収	10月上旬
⑤ 調査票提出状況の確認	10月上旬～中旬
⑥ 調査票未提出世帯への案内	10月上旬～中旬
⑦ 調査書類などを役場へ提出	10月下旬



申し込みや詳細はこちら

資格要件

下記の要件すべてに該当する人が対象です。

- 責任をもって調査事務を遂行でき、原則として20歳以上である人。
- 秘密の保護を遵守できる人。
- 税務、警察および選挙に直接関係のない人。
- 暴力団員でない人および暴力団員・暴力団と密接な関係を有していない人。

申込方法

下記のいずれかの方法で申し込みを行なってください。

① 須恵町ホームページ内の申し込みフォームからWeb申し込み

② 申込書を記入して、役場3階 まちづくり課へ提出

※申し込み後、5月以降に役場で簡単な面談を実施します。面談の日程は、4月～5月ごろにメールまたはお電話で調整させていただきます。

※申込書は須恵町ホームページからダウンロード、もしくはまちづくり課で配布しています。

ご不明な点などございましたら、まちづくり課までお問い合わせください。

☎ まちづくり課 まちづくり係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線343)